

司法研究科科目の授業出席について

法科大学院は、プロセスとしての教育を理念とするため、授業への出席が必須となります。そのため、8回の授業を行う科目にあつては3回以上、15回の授業を行う科目にあつては5回以上、30回の授業を行う科目にあつては10回以上の欠席があつた場合には、当該科目の単位修得を認めません。また、学期末試験（レポート試験等を含む）を実施する場合は受験資格を認めません。

それに至らない回数欠席であっても、シラバス等で周知した各科目の成績評価基準により平常点において考慮します。遅刻または早退等により、その回の授業内容を修得したものと認められないと科目担当者が判断した場合は（授業を受けていない時間が15分以上に及ぶ場合を目安とします）、欠席として扱います。

なお、下記の事情で欠席する場合は、証明書類を添付の上、申し出てください。「対象となる事由」に該当すると認めるときは、平常点における不利益な扱いをしません。また、8回の授業を行う科目にあつては1回、15回の授業を行う科目にあつては3回、30回の授業を行う科目にあつては5回に限り、上記の欠席回数に含めません。

対象となる事由	必要な証明書類
病 気 又 は 怪 我	医師の診断書 学校感染症の場合は、大学所定の「『学校において予防すべき感染症』罹患証明書」でも可。
親 族（2親等内）の死亡 適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内。 ・死亡前日を1日目として遡った3日以内。	死亡診断書、会葬案内等
災 害	被災証明書
・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検 察 審 査 員， 補 充 員 と し て 職 務 に 従 事	検察審査会事務局が発行する証明書
交 通 機 関 の 事 故 ， 不 通	交通機関の延着証明書
そ の 他 や む を 得 な い 事 由	その事由を確認することができる証明書等